次の１から３の要件を満たす方は、東御市の令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の軽減を受けられます。期限までに申告ください。

１．対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した中小事業者等。

２．対象となる資産：中小事業者等が所有し、かつ**事業の用に供する家屋及び償却資産**

**※「土地」、「事業用でない家屋」及び「申告者の所有でない（前代表から借りている等）資産」は対象外です。**

３．軽減の割合

|  |  |
| --- | --- |
| 令和2年2月から同年10月までの任意の連続する3ヵ月の事業収入が、前年同期間に比べて | 軽減割合 |
|
| （１）30％以上50％未満減少している場合 | 2分の１ |
| （２）50％以上減少している場合 | 全　 額 |

４．申告期限

**令和3年2月1日（月）**

　　※期限を過ぎての申告は、特例措置を受けることができなくなりますので、必ず期限までに申告するようにしてください。

５．申告の流れ

　　(1) 東御市商工会（認定経営革新等支援機関等）へ「６．必要書類」を提出。

　　(2) 東御市商工会で売上減少要件等を満たしているか確認後、「特例措置申告書」

の確認欄に記入します。

　　(3)東御市税務課資産税係へ申告ください。

６．必要書類

(1) 特例措置申告書（東御市HPからダウンロードまたは税務課資産税係・商工会にて配布）

(2) 令和2年度固定資産税・都市計画税納税通知書

(3) 事業収入が減少したことを証する書類

　　　・令和2年分→月別の売上帳簿

　　　・前年同期間分→青色申告決算書または月別の売上帳簿（白色申告者）

(4) 事業用家屋を申告する場合、事業専用割合を示す資料

　　　・青色申告決算書、収支内訳書、事業用家屋貸付等申告書の写し等

　　　※(4)の減価償却の家屋の部分と(2)の納税通知書記載の家屋を照合します。

(5) 償却資産を申告する場合、償却資産申告書の**令和3年度のもの**